

災害時の廃棄物輸送

災害廃棄物とは^{1) 2)}

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。2011年3月に発生した東日本大震災においては、3,100万トンもの災害廃棄物（津波堆積物1,100万トンを含む）が発生し、処理期間は約3年（福島県を除く）を要した。さらに、高い確率で生じる可能性が指摘されている、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震においては、それぞれ最大で3.5億トン（津波堆積物2,700万トンを含む）及び1.1億トンもの災害廃棄物が発生すると推計されている。



山積みされた災害廃棄物
「災害廃棄物対策の基礎 ～過去の教訓に学ぶ～」(2016年3月31日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム) より引用

広域処理とは^{3) 4) 5)}

被災地で処理しきれない災害廃棄物を全国の廃棄物処理施設で処理すること。

東日本大震災の際は、災害廃棄物の量は岩手県で通常の約9年分、宮城県で通常の約14年分にも達していたため、1都1府16県の自治体の一般廃棄物処理施設又は民間施設において、合計で62万トンもの災害廃棄物が受け入れられた。このうち、木くずなどの可燃物について、密閉式コンテナを用いて、宮古港から大阪港へ約15,000トン、仙台塩釜港から北九州港へ約25,800

トンが海上輸送され、それぞれの受入先自治体において焼却処分された。

なお、災害廃棄物のコンテナ輸送を行う場合、港湾等において輸送手段を変更する作業のうち、コンテナを開封しないこと、かつ当該作業の過程でコンテナが滞留しないことのいずれの要件も満たす作業については、コンテナ輸送の運搬過程にあるものととらえ、廃棄物処理法上の積替え・保管には該当しないと解されている。

災害廃棄物処理支援ネットワーク

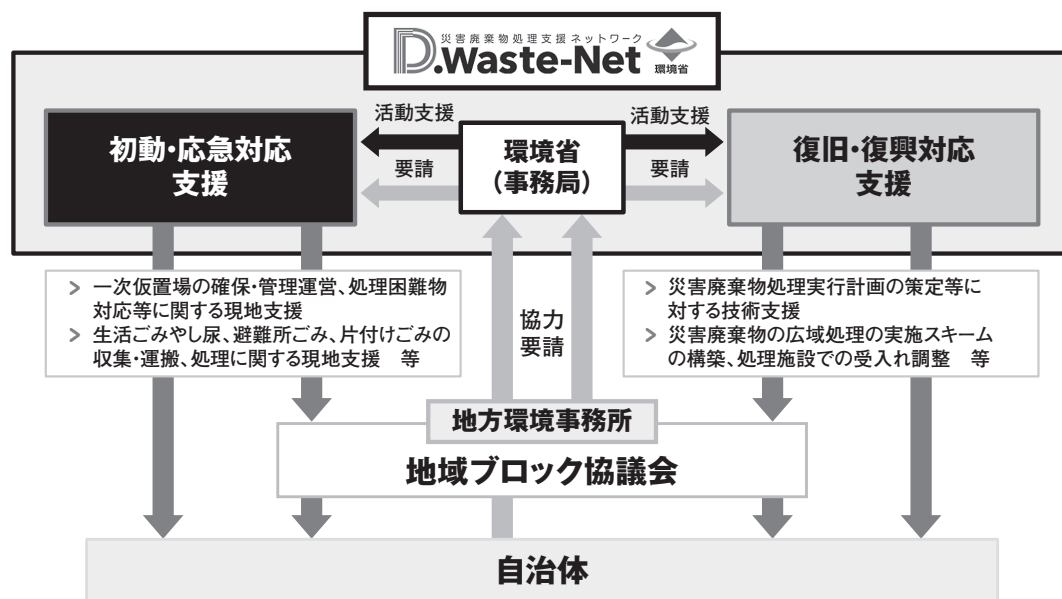
(D.Waste-Net) とは^{1) 3)}

我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織。港湾関係では、輸送等関係団体として、日本内航海運組合総連合会、リサイクルポート推進協議会が参加している。

平成27年9月に発足して以降、地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理（初期・応急対応及び復旧・復興対応）を支援している。

【参考文献】

- 1) 災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- 2) 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）（平成26年3月、環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 3) 環境省 災害廃棄物対策情報サイト
- 4) 国土交通省資料
- 5) 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）



D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み 環境省災害廃棄物対策情報サイト（参考文献3）より引用